

「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会及び個別相談会」

日時：平成 25 年 11 月 14 日（木）
午後 1 時から 4 時 30 分まで
場所：仙台合同庁舎 1001 会議室

和解の仲介の申し立て等について

原子力損害賠償紛争解決センター

（文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室）

室長 野山 宏

ADRにおける宮城県及び東北4県(山形・岩手・秋田・青森)の賠償

1 ADRにおける放射性物質対策費用の賠償

- ① 農業 (稲わら保管処理に伴う費用など)
- ② 畜産業 (排泄物保管処理に伴う費用など)
- ③ 茸類の栽培 (原木等の除染費用など)
- ④ 林業 (樹皮保管処理に伴う費用など)
- ⑤ 産業廃棄物処理業(検査費用など)

保管処理施設の新増設が必要な場合は、追加的費用として賠償提案することがある。

2 ADRにおける風評被害の賠償(中間指針第7/逸失利益・追加的費用)

- 1) 中間指針第7の2から第7の5まで又は中間指針第三次追補に具体的な記載がなくても、中間指針第7の1の一般的基準に従って判断する。
- 2) 宮城県及び東北4県(山形・岩手・秋田・青森)で風評被害申立が多い類型
 - ① 農業(産地直送販売・直売所/無農薬・有機栽培/一般の米野菜・高級果実等)
 - ② 畜産業(牛・豚・鶏等)・牧草生産販売・稲わら販売
 - ③ 茸類の栽培、茸類の原木栽培、山菜類茸類採取
 - ④ 林業(薪・木炭の製造を含む)
 - ⑤ 漁業(海面・内水面)・遊漁船業・釣具店
 - ⑥ 製造業(食品製造業・水産加工業・有機肥料製造業その他)
 - ⑦ 観光業・観光関連産業
 - ⑧ 訪日外国人を相手にする事業(日本語学校等)

3 ADRにおける間接被害の賠償(中間指針第8/逸失利益・追加的費用)

- ① 強制避難対象事業者(警戒区域・計画的避難区域内事業者)との取引の中断による損害
- ② 作付制限、操業自粛、風評被害を受けた事業者との取引の中断による損害

貨物運送業者の例：①は搬送先が警戒区域の場合、②は荷物が作付制限・操業自粛品、風評被害品の場合
東電賠償窓口は、「第一次被害者との間の取引に代替性がない」という要件の判断が厳しすぎる傾向がある。ADRでは柔軟に解釈して賠償提案する。

4 ADRにおける事業用動産の賠償(中間指針第3の10)

- 1) 下記の動産が、避難による管理不能が原因で価値が減少し、又は動産の種類・性質・取引態様から平均的・一般的な人の認識を基準として価値が減少した場合、価値減少分・予防費用・追加的費用を賠償する。
 - ① 福島県内の警戒区域・計画的避難区域内の自社施設(倉庫・自販機内等)に保管中の動産
 - ② 福島県内の警戒区域・計画的避難区域内の他の事業者に残っていた動産
(緊急時避難準備区域内の動産も、警戒区域・計画的避難区域に準じて賠償提案することがある。)
- 2) 小規模・零細事業者(商工業・サービス業・農業等)の事業用動産を賠償する場合の賠償額の算定方法
「取得価格 × (使用可能見込年数 - 経過使用年数) / 使用可能見込年数」又は中古品市場価格
 - ① 事業用動産(在庫商品を含む)の存在は、写真等で証明(帳簿記載がなくても賠償可能)。
 - ② 「取得価格」は現在の同等品の価格の資料で証明。
「経過使用年数」(取得時期)は、申立人の陳述で証明。
 - ③ 「使用可能見込年数」は税務上の耐用年数は使わない。実際の使用可能見込年数を用いる。
 - ④ 中古品市場での再調達に難しい場合には、賠償額を更に増額することがある。
 - ⑤ 大企業又は資金力のある中企業には、この取扱いをしないことがある。
仲介委員が証明内容に疑問を抱いた場合には、この取扱いをしないことがある。

原子力損害賠償紛争解決センター (原賠ADRセンター)について

資料1

I. 原賠ADRセンターとは？

- ・原発事故による損害賠償請求について、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が、お互いの事情などを伺いながら、円滑に解決を目指しています。
- ・東電から示された賠償金額では合意できない方などどなたでもご利用できます。

【センターの特徴】

1. **中立・公正な公的機関**が仲介します。
2. 裁判よりも**手続が簡便かつ迅速**で、御本人様おひとりでも申立てができます。
3. 仲介費用は**無料**です。（ただし、送料などの実費は発生します）
4. 時効前にセンターに申し立てられた和解仲介について、仲介の間に損害賠償が時効にかからないようにすることができる特例法が制定されています。

II. センターの体制

- ・迅速かつ円滑に和解の仲介が進められるよう**体制を強化**しています。

【人員数】

仲介委員（弁護士）：255名 調査官（弁護士）：194名 （H25. 11. 1現在）

III. 和解仲介の実績

- ・これまでの既済件数のうち、**7割以上が和解成立**に至ってます。
- ・平成25年に入ってから審理が早まっており、平均的には**おおむね半年未満（4～5ヶ月を目標）での解決**となっています。

【申立ての状況】

申立件数 8,446件（うち本人申立 約7割）
うち、全部和解成立 4,618件、取下げ653件、打ち切り652件、却下1件
(H25. 11. 11現在)

- ・中間指針（賠償について国が定める一般的な指針）で対象とされなかったものや東電基準で賠償されなかったものについて、センターでは**個別の事情に応じて和解案を提示**しています。

【和解事例】※あくまで個別事情に基づいたものであり、一般的に適用される基準ではありません

- 警戒区域から、高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例（和解事例273）
- 浪江町で農業を営む申立人が所有する農業用機械（トラクター・コンバイン・粃乾燥機）の財物損害が（それぞれ約127万円、約55万円、約163万円）賠償された事例（和解事例328）

原賠ADRセンターにおける和解手続の流れ

申立てに必要な書類の提出

- 申立書に記入ください。
※様式は自由。参考様式も活用頂けます。
※事務所に記入方法を丁寧にご案内しています。
- 証拠書類（領収書、証明書など）とともに、センター東京第一事務所に郵送又は最寄りの事務所まで持参ください。
※申立書は原本1部、コピー2部、証拠書類はコピー3部

申立ての受理

- 受理の連絡はありません。確認されたい場合は、フリーダイヤル（0120-377-155）まで電話ください。

仲介委員の選任 指名通知書の送付 東電からの答弁書の提出

- 1ヶ月程度で当センターから、担当する仲介委員等の氏名、連絡先などについて記載した通知書がお手元に届きます。
- 申立書に対する東電からの答弁書（手続き当初における東電の言い分）も前後して届きます。

和解手続

- 中立公平な立場の仲介委員が、必要に応じて、面談、電話、テレビ会議、書面により、事情を伺いながら解決を目指します。
- 4～5ヶ月での解決を目指します。

和解契約の締結 又は打ち切り

- 東電と和解に至った場合、和解契約書を取り交わし、その後、東電より和解金が入金されます。
- 場合によっては、和解仲介を打ち切ることもあります。

○手続についてのよくある疑問へのお知らせ

- ✓ 申し立て手数料は**無料**です。
※申し立て書類の作成費用、郵送費用等は各自のご負担となります。
- ✓ ご本人で、**弁護士を立てずに申し立てすることは可能**です。
- ✓ 弁護士費用は自己負担ですが、センターでは、**和解金額の3%を目安に、弁護士費用を賠償すべき損害と認めています**。
- ✓ 東京電力への直接請求と**同時並行で申し立てができます**。
- ✓ **既に東京電力との間で合意している場合でも申し立てができます**。
- ✓ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ✓ 東京電力との間で争いが無い金額については、速やかに、一部和解案の提示を行っています。

申立書の書き方（個人用）について

- この申立書は参考様式（簡易版）ですので、お使いにならなくても結構です。
（例 1枚目のみをご使用いただき、以降東電に提出した請求書等で代用可能です）
- 記入内容に不備があっても、調査官が聞き取りをしながら手続きを進めますので、ご心配いただくなくても結構です。

和解仲介手続申立書

申立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力損害賠償紛争解決センター 宛

○申立書をセンターに提出・送付する日を記載してください。

○申立人の氏名・生年月日を記載してください。

○ご家族全員分の申立てをまとめて行うなど、複数人による申立てをまとめて行う場合は、2段目以降の欄を利用してください。

○印鑑を押していただきます。同じ印鑑又はシャチハタでも構いません。

○現在の住所（ご自宅、避難所等）と平成23年3月11日時点の住所を記入してください。

○センターからの連絡を希望する番号を記入してください。

○ご家族（父母・子等）などが代理人となって申立てを行う場合に記入してください。

○代理人がいる場合に必要となる委任状や戸籍謄本等は後日送付することもできます。

○センターからの郵便物を受け取ることができる場所をチェックしてください。

申立人	ふりがな	ふくしま たろう		生年月日	
	氏名	福島太郎	福島印	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	ふりがな	ふくしま はなこ		生年月日	
	氏名	福島花子	福島印	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	ふりがな			生年月日	
	氏名		印	明・大 昭・平	年 月 日
	ふりがな			生年月日	
	氏名		印	明・大 昭・平	年 月 日
	ふりがな			生年月日	
	氏名		印	明・大 昭・平	年 月 日
住まは た所	現在	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福島県郡山市〇〇〇〇			
	平成23年3月11日時点	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福島県双葉郡〇〇〇〇			
電話番号等	電話	()	FAX	()	
代理人	ふりがな	ふくしま いちろう		代理人の資格	
	氏名	福島一郎	福島印	長男	
	住所	福島県郡山市〇〇〇〇			
	電話番号等	電話	()	FAX	()
郵便物の送付先 (指定通知場所)		<input type="checkbox"/> 申立人欄記載の現在の住所地 <input type="checkbox"/> 代理人欄記載の住所地 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被申立人	氏名または法人の名称	東京電力株式会社			
	住所または本店所在地	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3			

受付印（センター使用欄）	和解の仲介を求める事項及び理由	
	申立人と東京電力株式会社の間には、別記のとおり紛争がありますので、和解の仲介をしてください。	
	福島事務所	
	(福受) 第	号

◎以下、申立てをしようとする損害項目についてのみ記入いただければ結構です。

◎どこに書いたらよいかわからない場合は、「8 そのほかにかかった費用の賠償として」の欄あるいは「9 その他参考になると思うこと、」の欄に書いてください。

◎書くところが足りない場合は、紙を付け足して記載してください。

該当する□にチェックしてください。※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

紛争の問題点

- 東京電力が示した賠償案では納得できません。
- 東京電力が作成した請求書ではよくわかりません。
- お金に困っているので、仮払を希望します。
- その他 ()

話し合いの経過

- これまで東京電力に対して、損害賠償請求をしたことは
- あります。(一部 仮払)
 - ※「あります」を選択された方へ
東京電力へ提出した請求書・証拠資料等を
センターが取り寄せ、手続で利用することに
 - 同意します。
 - ありません。
- これまで東京電力から、賠償金等を受け取ったことは
- あります。(一部 仮払)
 - ありません。

※避難の有無についてお尋ねします

- 避難しました
- 避難しませんでした

●避難指示等により避難したときの、避難に要した交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等を記入してください。

1 避難にかかった費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

○損害金額について自分で算定することができない場合は、センターが算出しますので、「妥当な額の支払いを希望します。」にチェックしてください。

避難の内容、かかった費用は次のとおりです。

※ 3月11日に住んでいたところ

- 警戒区域 計画的避難区域 (旧) 緊急時避難準備区域
- 特定避難勧奨地点 その他 () 不明

※ 避難先 ①場所 _____ 平成____年____月____日～

平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他 ()

②場所 _____ 平成____年____月____日～

平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他 ()

③場所 _____ 平成____年____月____日～

平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他 ()

交通費 _____ 円

宿泊費 _____ 円

その他(謝礼、引越し費用など) _____ 円

○損害額算定等のために必要な証拠書類(領収書、証明書等)は提出してください

○領収書やレシート等の証拠書類が残っていても、申立ては可能です。

○ただし、手続き中、事情をお伺いしたり、補うための資料等の提出を求められることがあります。

これを証明する証拠資料があります。

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

●避難指示等により避難したとき等において、生活費が増加した分の賠償を求め場合は記入してください。

2 生活費が増加した分の賠償として

- 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 新たに買い直したものの、必要なので買ったものは次のとおりです。

[]

※ その他、支払いをしたものは次のとおりです。

[]

これを証明する証拠資料があります。

●本件事故により、勤務先が廃業を余儀なくされ、または避難先が勤務先から遠方となったために就労ができなくなった場合等の給与の減収額等を記入してください。

3 収入がなくなった（減った）ことの賠償として

- 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 勤務先の名称 ()

※ 平均的な収入 平均月収 約 _____ 円

※ 減った額 約 _____ 円

※ 収入が減った期間 _____ヶ月間

これを証明する証拠資料があります。

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

4 営業ができなくなったり、売上げが減った (なくなった) ことの賠償として

- 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

事業の内容 ()

※ 減った売上額 _____円

※ 追加で必要になった費用 _____円

※ 支出せずすんだ費用 △ _____円

※ 減った期間 平成__年__月__日～平成__年__月__日

- ※ 減った原因
- 警戒区域等で事業を営んでいた。
 - 風評による被害
 - 間接的な被害（上の2つによる被害者と一定の経済的関係にあった。）

その他

()

これを証明する証拠資料があります。

●個人で事業を営んでいる方において、本件事故に伴い取引先との取引が減少・停止したことにより減少した売上額、追加で必要になった費用、支出せずすんだ費用等を記入してください。

5 精神的な損害の賠償として

- 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

次のような理由で特に苦痛が増えました。

高齢 妊婦 もともと身体に障害があった。

病院に行けなかった。 薬がなかった。

家族がばらばらになった。 避難所を転々とした。

家族の介護をしなければならなくなった。

放射線量が高く、毎日が不安だ

放射線量が高く、子供が外で遊べない

その他

()

これを証明する証拠資料があります。

●避難等により、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害等を記入してください。

該当する□にチェックしてください。※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

●市町村が実施する「一時立ち入り」等に参加するために要した交通費、家財の移動費用、宿泊費等を記入してください。

6 一時立ち入りで家に帰ったときの費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

- ※ 立ち入りの回数 _____回
※ 立ち入りの方法 自家用車 その他 (_____)
※ 移動した区間 (_____ ⇄ _____)
※ 宿泊 無 有 (場所 _____ 宿泊費 _____ 円)
※ 家具等の移動 無 有 (かかった費用 _____ 円)

これを証明する証拠資料があります。

●財物（土地、建物、家財等）について、避難により管理できなくなったり、放射性物質の曝露により価値が下がったりした場合等の財物の価値喪失額等を記入してください。

7 所有している物の価値が下がった（なくなった）ことの賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

※ 価値が下がったりしたと考える物は次のとおりです。

土地 (支払いを希望する額 _____ 円)

建物 (支払いを希望する額 _____ 円)

その他の物 (_____)

これを証明する証拠資料があります。

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

8 そのほかにかかった費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 求める費用は次のとおりです。

放射線検査（人 物）や除染のための費用

_____円

避難生活中などにおける治療（病気 けが）にかかった費用

（入院 通院）の期間 _____日

_____円

避難終了後、自宅に帰るときにかかった費用

_____円

その他

()

これを証明する証拠資料があります。

9 その他参考になると思うこと、手続の進め方に関する希望など、 どんなことでも自由に記載してください。

● 1～7以外のもの（例 検査費用、帰宅費用、治療費や薬代等の生命・身体的損害など）について損害があれば、記入してください。

● どこに記入すべきか不明な損害項目があれば、この欄に記入してください。

● その他、手続の進め方に関する希望などどんなことでも自由に記載してください。

代理人による申立てをお考えの方へ

原子力損害賠償紛争解決センター

Q 1 和解の仲介の申立ては、本人でなくてもできるのですか？

A 代理人による申立ても可能です。ただし、代理人となることができる方は、
① 法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方
② ①のほか、代理人となることを当センターが承認した方
に限られます（原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第5条第1項）。

Q 2 「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」とは、どのような意味ですか？

A 弁護士や司法書士（簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者に限る。）を指します。
なお、一般に、「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」以外の方が、報酬を得る目的で他人の法律事件を代理することを業とすることは、弁護士法（第72条）に抵触するおそれがありますので、注意が必要です。

Q 3 「代理人となることを当センターが承認した方」とは、どのような意味ですか？

A 申立人となる方のご事情に応じて、弁護士等でなくても、代理人となることを承認するものです。

原則として、次表の左の欄に書かれている方が、右の欄の書類（各1部）を提出していただいた場合は、代理人となることを承認することとしています。いずれの場合も、無償で代理人となる場合に限ります。

代理人となる方	必要書類
法定代理人（未成年のお子様の御両親、成年後見人など）	・ 法定代理権を証する書面（戸籍謄本等）
三親等内の親族（親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めいなど）	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 三親等内の親族であることを証する書面（戸籍謄本等）
同居の親族（福島第一、第二原子力発電所事故の発生時又は発生後に同居している親族）	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 同居の事実を証する書面（住民票等）
法人（会社）の従業員又は代表権のない役員	・ 申立人となられる法人（会社）の代表者が作成した委任状
事業者（個人、法人を問わない。）の属する事業者団体の役職員	・ 申立人作成に係る委任状

Q 4 上記以外は、代理人となることができないのですか？

A 上記以外であっても、代理人となることについて相当な理由があると当センターが判断した場合は、代理人として承認することがあります。

なお、「相当な理由」があるかどうかは、次の書類を提出していただいた上で、個別に判断します（追加の書類を提出していただくこともあります。）。

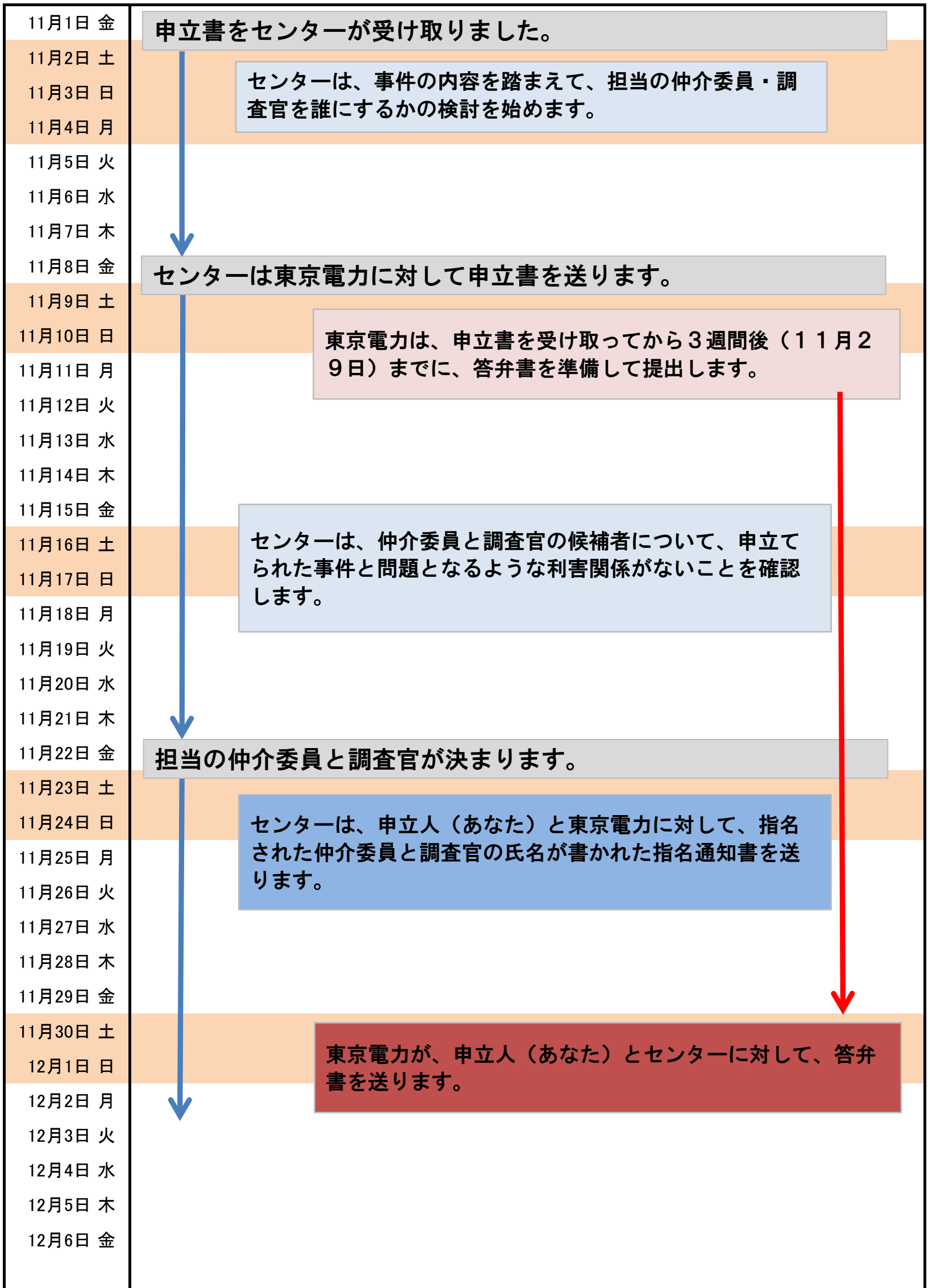
○ 申立人となられる方が作成した委任状

○ 代理人となる理由を書いた書面（「代理人となる理由」を申立書や委任状に書いていただいてもかまいません。なぜその方を代理人とするのか、その方はどのようなお立場の方なのかなどについて、具体的にお書きください。）。

【申立書の提出から東京電力の答弁書が届くまで】

資料3

※11月1日に申立書が提出された場合の、通常の流れを説明します。



○山○一様

原子力損害賠償紛争解決センター

和解仲介手続における仲介委員の指名等について

下記1の事件について、下記2の仲介委員が指名されましたので、お知らせします。

今後の和解の仲介については、下記2の仲介委員において、あなたの申立内容と東京電力から提出された答弁書をもとに、双方から事情や意見をうかがいながら進めていくこととなります。また、あなたの主張内容について確認や補充をお願いすることもあります。

必要に応じて、当事者から直接お話をうかがう期日が開かれることもありますが、その際には、事前に、下記3の担当調査官から連絡があります。

なお、東京電力から、**平成25年●月●日ころまで**に答弁書が、あなた宛に直接送付される予定です。答弁書は、手続開始当初における東京電力の言い分が記載されたものであり、当センターの考え方や判断が記載されたものではないので、ご注意ください。

東京電力が提出する「答弁書」の提出期限が書かれています。

東京電力から直送される答弁書において、東京電力があなたに対して追加の説明や追加の資料提出を求めてくる場合があります。この場合には、直ちに東京電力の求めに応じないで、当センターからの連絡があるまでお待ちください。当センターにおいて、仲介委員が必要と判断したもの限って、追加の説明や追加の資料提出を求める予定です。

ご不明な点があれば、担当調査官にご連絡ください。

記

1 事件番号 平成25年(東)第○○○○号
申立人 ○山○一
被申立人 東京電力株式会社

2 仲介委員 ▲川▲美

3 担当調査官 ■田■夫

4 その他の連絡事項

[Empty box for other contact items]

仲介委員の氏名が書かれています。仲介委員は和解案を決める

調査官の氏名が書かれています。調査官は仲介委員を補助する人

申立人 ●● ●●ほか●名
被申立人 東京電力株式会社

答 弁 書 (サンプル)

- 注1:** 申立書の提出から1か月前後で、東京電力からあなたあてにこのような「答弁書」が送られてきます。
事務の簡素化のため、「答弁書」は東京電力からあなたあてに直接送られることになっています。
- 注2:** 「答弁書」は、原子力損害賠償紛争解決センターの見解が書かれた文書ではありません。
「答弁書」は、東京電力の意見、見解が書かれた文書に過ぎません。
- 注3:** 申立人の言い分と東京電力（「答弁書」）の言い分のどちらが適切であるかを、仲介委員が中立の立場から判断します。
東京電力（「答弁書」）の言い分ではなく申立人の言い分を認めて和解案が提示された事件は多数あります。

平成25年●月●日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者代表執行役 ○○ ○○

第1 申立金額に対する認否

損害項目	申立人の主張額	認否	一部否認・全部否認の理由	予想される争点及び被申立人の主張
1 精神的な損害の賠償として(申立書●枚目)	妥当な額	<input checked="" type="checkbox"/> 一部認める <input type="checkbox"/> 認否留保 <input type="checkbox"/> 否認	<input type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	第2記載のとおり
2 生活費が増加した分の賠償として(申立書●枚目)	●●●円	<input checked="" type="checkbox"/> 一部認める <input type="checkbox"/> 認否留保 <input type="checkbox"/> 否認	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	第3記載のとおり

第2 精神的な損害について

●●●～。

第3 生活費増加分について

●●●～。

以上

農林水産業

(営業損害・逸失利益)

- ・宮城県の漁港を拠点にして福島沖及び宮城県沖で漁業を営んでいた申立人について、操業を自粛したことによる逸失利益約206万円が賠償された事例。
(和解事例445 和解成立日 平成25年4月8日)
- ・宮城県沖から茨城県沖までの海域で漁業を行っていた宮城県所在の申立人ら10名について、操業自粛、出荷制限及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等約9億2,600万円が賠償された事例。
(和解事例473 和解成立日 平成25年4月26日)

販売業

(営業損害・逸失利益)

- ・宮城県の飼料販売業者について、福島県浜通りの畜産業者に対する売上減少に伴う損害(間接被害)約2,457万円が賠償された事例。
(和解事例227 和解成立日 平成24年12月7日)
- ・ロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた東京都に本店を有する申立人の風評被害による損害約2,554万円が賠償された事例。
(和解事例257 和解成立日 平成24年12月25日)
- ・宮城県の釣具店の営業損害約647万円が賠償された事例。
(和解事例260 和解成立日 平成24年12月26日)
- ・宮城県で食品販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益3,350万円が賠償された事例。
(和解事例277 和解成立日 平成25年1月4日)
- ・中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益約7,328万円が賠償された事例。
(和解事例301 和解成立日 平成25年1月18日)
- ・宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等1,410万円が賠償された事例。
(和解事例417 和解成立日 平成25年3月19日)
- ・宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益等約91万円が賠償された事例。
(和解事例425 和解成立日 平成25年3月25日)
- ・宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例。(和解事例561 和解成立日 平成25年7月5日)

サービス業等

(営業損害・逸失利益)

- ・宮城県所在の牛タン料理店の風評被害による逸失利益約1,253万円が賠償された事例。
(和解事例247-2 和解成立日 平成24年12月18日)
- ・リース会社からコイン精米器を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた申立人について、設置場所が警戒区域に指定されて、リース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害相当額約1,177万円が賠償された事例。
(和解事例302 和解成立日 平成25年1月18日)
- ・宮城県で食品の運送業を営む申立人について、警戒区域内の取引先の工場が原発事故で休止したためその生産品の運送が無くなったことによる営業損害(間接損害)400万円が賠償された事例。
(和解事例368 和解成立日 平成25年2月18日)
- ・宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う逸失利益(直接賠償では支払を拒否された)約35万円の賠償が認められた事例。
(和解事例381 和解成立日 平成25年2月21日)

(事業用動産)

- 重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益約2,040万円が賠償された事例。
(和解事例293 和解成立日 平成25年1月15日)